

衆議院解散権は首相の伝家の宝刀か・続 : 京・江戸・博多、そして巴里 : 20

南野, 森
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7236800>

出版情報 : 福音宣教. 77 (9), pp.8-9, 2023-10-01. Oriens Institute for Religious
バージョン :
権利関係 :





2023年6月13日、記者会見をする岸田文雄首相（首相官邸HPより）。このときは、6月21日の通常国会会期末に向けて「情勢をよく見極めたい」として解散については含みをもたせる発言をしていたが、その2日後、官邸で記者団に対し、今国会での解散は考えていないと明言した。



京・江戸・博多、そして巴里

南野 森●憲法学者

20 衆議院解散権は首相の伝家の宝刀か・続

衆議院の解散に関する日本国憲法の規定は、実は、不明確で不十分である。いかなる場合に衆議院が解散されるのかについて触れた条文としては、69条という条文があるのみで、そこには、「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。」と書かれている。そしてこれ以外には、いかなる場合に衆議院が解散されるのかについての条文はないのである。

7条には、天皇の国事行為が10個列挙されていて、そのなかに「衆議院を解散すること」（3号）があるが、天皇の国事行為というのは、法律を公布すること（1号）であれ、国会を召集すること（2号）であれ、あるいは総選挙の施行を公示すること（4号）であれ、既に他の国家機関が決定したことを、ただ形式的に後から認証したり公告したりするに過ぎないもので、天皇がその具体的内容や実施の時期、あるいはそもそも実施するか否かについての実質的な決定権をもっているのではない。天皇は——旧憲法下の天皇とは異なり——「国政に関する権能を有しない」（4条1項）のであるから、当然である。

憲法制定直後は、GHQの指示のもと、69条所定の場合——つまり衆議院で内閣不信任案が可決された場合あるいは内閣信任案が否決された場合——に限って、衆議院からノーを突きつけられた内閣がその対抗策として衆議院を解散できると理解されていた（69条限定説）。それが、GHQがいなくなったあと、69条所定の場合に限らず内閣は衆議院を解散できるとされ（69条非限定説）、その根拠とし

ては、天皇の国事行為にはすべて内閣の「助言と承認」（7条柱書）が必要であるところ、天皇による衆議院解散に対して助言と承認を行う内閣が69条所定の場合以外にも衆議院解散を助言・承認すれば良いのだという理屈が考え出され、以降、政治の実例では7条に基づく解散が続いている（7条説）。

7条説に対しては、本来実質的決定権限を含まないはずの天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認もまた実質的なものではありえないのだから、そこから実質的な決定権限を引き出すことはできないはずだという批判があるが、戦後25回も行われた衆議院解散——それ自体、先進国では異例の多さである——のうち、69条所定の場合の解散は4回のみで、残る21回はすべて7条解散となっている。もはや戦後政治は7条説で確定していると言うべき状況にある。

69条非限定説にたち、そしてその根拠として7条説をとる、というところまでは確定しているとはいえ、だからといって、内閣が自由に、無制約に、好きなときに好きな理由で衆議院を解散してよいということにはならない。そんなことを許してしまつてはあまりにも不公平だから、これまで、憲法学説においても、あるいは自民党の政治家の良識ある人からも、解散権は制限されるべきである、との主張が展開されてきた。しかし、そのような声は、最近の——とりわけ小泉政権や安倍政権以降の自民党「一強」と言われるような——政治状況においては、ほとんど顧みられることがなくなつてしまつてい

このままではやはりよくない。次回は、その点をもう少し考えてみたい。



みなみの・しげる●九州大学法学部教授。京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学卒業後、同大学大学院、パリ第10大学大学院を経て、2002年九州大学助教授、14年教授。AKB48の内山奈月との共著で好評を博した『憲法主義』（PHP文庫）ほか著書多数。